

# 身体的拘束等の適正化のための指針

(有)福祉総合ケアハウス  
グループホームおおたの郷  
2018年4月1日制定

## 第1条 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

認知症対応型共同生活介護・介護予防の提供にあたっては、利用者がその人らしく、心身の力が発揮でき、安全に健やかに生活ができるよう、尊厳と主体性を尊重し支援することを基本とする。当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

## 第2条 身体的拘束等への対応原則及び条件

緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、次の三つの要件を全て満たし、かつ「身体拘束・虐待防止委員会」に定めた手順に従って行う必要最低限のものとする。

- ①切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

上記、三つの要件を全て満たしやむを得ず身体的拘束を行う場合、複数の職員で合義・確認し、計画作成担当者、管理者の確認を受け（両者の確認が受けられない場合は可能な限り早期に）、また、速やかに本人（本人が判断できる状態にある場合）、家族、利用者代理人に報告し同意を得る。

また、それらの記録は「身体拘束・虐待防止委員会」において定めた書式に記録されていることを必須の要件とする。

身体拘束の継続の如何は随時検討するが、2週間を超えて継続する場合には少なくとも2週間おきに検討・記録等を行い、できるだけ早期に身体的拘束を廃止できるよう努める。

## 第3条 緊急避難的行為に対する対応

前条の規定によらず、「差し迫った危険を避ける」ためにやむなく行う拘束は、刑法及び民法上の規定により不法行為とはならない場合もあるが、「さし迫った危

険」を回避した時点で前条の規定による手続きを経る。

#### **第4条 身体的拘束等の実施に係る記録**

前条の身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身状態並びに緊急やむを得ない理由、拘束の方法と当面の期間、及び合議した職員の署名等を記録し、かつ計画作成責任者、管理者の確認を記載し、2年間保存しなければならない。

#### **第5条 身体拘束・虐待防止委員会**

身体拘束を廃止または極力回避するために、身体拘束・虐待防止委員会を設置し、月1回開催し、第2条の「拘束対応の原則及び条件」等により適正に運営されているか検討する。また、「不適切な介護」の事例などについても報告を受け、改善の方途を検討する。

委員会は、施設長、管理者、計画作成担当、ユニットリーダー、看護師によって構成する。

委員会の審議内容は、介護職員及びその他の職員に周知徹底させることとする。委員会は、「運営推進会議」を活用することで代えることが出来る。

#### **第6条 身体的拘束等の適正化のための職員研修**

身体的拘束等を廃止し、または実施しなければならない場合には適正に行われることを目的に、介護職員その他従事者に対して年間2回の研修会を開催する。

この内容は、不適切な介護、虐待と拘束の身体的拘束等の具体的な内容、身体的拘束等がもたらす弊害（身体的弊害、精神的弊害、社会的弊害）及び事例研究等とし、必要に応じて法人の事業所と共同して行うこともできる。

また、本研修会の内容は、介護職員、その他従事者全員を対象としたものであり、勤務の都合等で出席できなかったものについては、資料、記録等により、その研修効果の徹底を図る。

#### **第7条 入居者・家族等に対する当該指針の閲覧**

当該指針は施設のエントランスの掲示板に常時掲示し、入居者及び家族等が閲覧できるものとする。

#### **第8条 当該指針は、身体拘束・虐待防止委員会の議を経て、代表者が改正する。**

以上